

添付法令資料 4 :

知的財産権の侵害を構成すること、又は侵害結果により生じたことが疑われる物品の
輸入又は輸出の管理に関する 2017 年 5 月 30 日付インドネシア共和国政令 No.20

(目次)

公布の日から 60 日後に施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 知的財産権の記録及び延期
 - 第 1 節 知的財産権の記録 (第 5 条及び第 6 条)
 - 第 2 節 延期 (第 7 条)
- 第 3 章 差止めの申立て及び命令
 - 第 1 節 差止めの申立て (第 8 条ないし第 10 条)
 - 第 2 節 差止命令決定 (第 11 条及び第 12 条)
- 第 4 章 差止めの執行 (第 13 条ないし第 16 条)
- 第 5 章 差止めの終了 (第 17 条ないし第 19 条)
- 第 6 章 差止めの例外 (第 20 条及び第 21 条)
- 第 7 章 終則 (第 22 条)